REVICareer 人材リストに登録できる方
（個人で登録する場合）

１．大企業に勤務経験がある方[※1.2]
・現在、大企業に勤務している方
・令和 3 年 2 月 25 日以降に大企業を退職し、退職後 5 年以内の方

２．大企業の連結子会社に勤務経験がある方[※2.3]
・現在、大企業の連結子会社に勤務している方
・令和 3 年 2 月 25 日以降に大企業の連結子会社を退職し、退職後 5 年以内の方

３．大企業又は大企業の連結子会社を退職後、関係企業に勤務経験がある方[※2.4]
・令和 3 年 2 月 25 日以降に大企業又は大企業の連結子会社を退職し、その後関係企業に勤務している方
・上記関係企業を退職し、退職後 5 年以内の方

４．上記１から３に準ずる者として機構が相当と認める方[※5]

※**1**：「**大企業**」とは、以下の（1）、（2）の両方を満たす法人のことをいいます。ただし、国又は地方公共団体の出資又は出捐がその法人の資本金又は出資等の総額の大部分を占める法人は除きます。

（1）日本国内で本店の法人登記を行っている法人

（2）以下の①、②のどちらかを満たしている法人

① 資本金が 10 億円以上であること

② 常時使用する従業員数[注1]が 2,000 人超であること

※①・②は、令和 3 年 2 月 25 日から REVICareer 登録申込時点までの間の機構の定める時点[注2]において、要件を満たしている必要があります。

注 1「常時使用する従業員」とは、労働基準法第２０条に規定する「解雇の予告を必要とする者」をいいます。

注 2「機構の定める時点」とは、令和 3 年 2 月 25 日から機構人材リスト登録申込時点までの間のうち、REVICareer への登録申込を行う方が所属する大企業の企業情報（資本金額、従業員数）を、当該大企業又は信用調査会社等が公表したものにより、機構が確認できた時点をいいます。

※**2**：「**勤務**」とは、大企業又は大企業の連結子会社もしくは関係企業と雇用契約又は役員委任契約を締結し、当該企業のために仕事を行うことをいいます。

※**3**：「**連結子会社**」とは、有価証券報告書において連結子会社として記載がある法人をいいます。なお、日本国内で本店の法人登記を行っている法人に限ります。

※**4**：「**関係企業**」とは、以下の（1）又は（2）の法人をいいます。なお、いずれも日本国内で本店の法人登記を行っている法人に限ります。

（1）発行済株式の総数又は出資金額の総額の 5 分の 1 以上が、勤務していた大企業の所有に属していることを、添付書類等で機構が確認できる法人。

（2）勤務していた大企業又は大企業の連結子会社から、勤務することを命じられたことが、証明書類等で機構が確認できる法人。

※**5**：「**機構が相当と認める方**」とは、1 から 3 に準ずる方であるが、大企業、連結子会社及び関係企業として認められない場合に、別に提出する書類等で機構が相当であると確認できる方をいいます。

以上

（2024 年 12 月 23 日）